

新潟県森林計画関係資料取扱要領

第1章 総則

(趣旨)

第1 この要領は、地域森林計画樹立のために、県が作成した資料の適正な管理及び取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 この要領で定める森林計画関係資料とは、以下のものをいう。

- (1) 森林調査成果（森林簿、森林計画図、資源構成表等）
- (2) 森林基本図
- (3) 航空レーザ計測成果

(関係法令等)

第2 関係資料の取扱いについては、次の各号に掲げる法令等のほか、この要領によるものとする。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）
- (2) 森林法施行令（昭和26年政令第276号）
- (3) 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）
- (4) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (5) 測量法施行令（昭和24年8月31日政令第322号）
- (6) 測量法施行規則（昭和24年9月1日建設省令第16号）
- (7) 農林水産事務次官通知「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成12年5月8日付け12林野計第154号）
- (8) 林野庁長官通知「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成12年5月8日付け12林野計第188号）
- (9) 林野庁長官通知「森林の経営の受委託、森林施業の集約化等の促進に関する森林関連情報の提供及び整備について」（平成24年3月30日付け23林整計第339号）
- (10) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (11) 新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例
（令和4年10月25日新潟県条例第32号）

(森林計画関係資料の目的及び性格)

第3 森林計画関係資料は、森林計画制度の運営のために必要な森林資源の基礎資料として、文書、図面及び電磁的記録（以下「電子データ」という。）により作成又は整理されたものをいう。

2 森林計画関係資料のうち、森林調査成果及び航空レーザ計測成果は、空中写真等による間接調査方法により作成したものであり、林況及び所有界は実測及び確認を行っていない。したがって、所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価に

ついて証明するものではない。

- 3 森林計画関係資料のうち、森林調査成果及び航空レーザ計画成果は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を含む。

（森林計画関係資料の配備・管理）

第4 治山課長及び林政課長は、森林計画関係資料を別表1のとおりに配備する。

- 2 配備された機関の長（以下「管理者」という。）は、資料のき損及び紛失、漏えいの防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

第2章 森林調査成果

（森林調査成果の閲覧及び交付）

第5 次の各号に掲げる者（以下「申請者」という。）は、新潟県情報公開条例の手続によらずこの要領の定めるところにより、個人情報を含む森林調査成果の閲覧又は交付（以下「閲覧等」という。）を申請することができる。

- (1) 国、独立行政法人、地方公共団体等
 - (2) 森林経営計画の認定を受けようとする林業事業体、又は既に森林経営計画の認定を受けている林業事業体
 - (3) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づく特定間伐等促進計画により、市町村が実施主体であると認めた者
 - (4) 森林所有者又は森林所有者の同意を得た者
 - (5) 大学その他学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者
 - (6) その他、森林計画制度の運営に必要であると管理者が認めた者
- 2 管理者は、申請の目的が森林計画制度の運営に役立つ場合に限り、その運営のため必要な範囲について、閲覧等を承認するものとする。
- 3 閲覧等ができる森林調査成果の種類は別表1のとおりとする。
- 4 申請者が森林調査成果の閲覧等を申請する場合は、森林調査成果閲覧（交付）申請書（第1号様式）を管理者へ提出するものとする。申請書の提出方法は、配備機関へ直接又は郵送を原則とする。ただし、個人情報を含まない森林調査成果の閲覧等の申請の場合はファクシミリ、メール等により申請書の提出を行うことができる。
- 5 申請者が第5の1の(2)及び(3)に該当する場合、森林施業の実施に関する確認書（第3号様式）、森林簿等の取扱いに関する誓約書（第4号様式）及び個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報を適正に管理することを文書で定めた管理規定等を提出するものとする。また、承認を受けて申請目的の業務等を実施した後は、速やかに森林簿等活用実績報告書（第5号様式）を管理者に提出しなければならない。
- 6 申請者が第5の1の(4)に該当する場合、申請者の本人確認書類及び当該森林の所有を証明する書類を提示又は提出するものとする。また、森林所有者の同意を得た者が申請する場合については、森林調査成果閲覧（交付）同意書（第2号様式）及び同意書に

押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の原本又は同意者の運転免許証、個人番号カード等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを提出するものとする。

- 7 管理者は申請者に対し、この要領に定める事項及び、第1号様式の注意事項等について説明を行うものとする。
- 8 申請者は、前項により管理者から受けた説明について承諾した上で申請及び閲覧等を行うものとする。
- 9 管理者は、申請内容を検討し、不備等がない場合は森林調査成果閲覧（交付）承認書（第6号様式）を申請者へ送付すると共に、閲覧等を速やかに行うものとする。

（森林調査成果の修正）

- 第6 森林調査成果の修正を求める者は、治山課長へ森林調査成果修正申請書（第7号様式）と修正事項を確認できる書類を提出するものとする。
- 2 前項の申請を受けた治山課長は、現況等を確認し、必要がある場合には修正を行うものとする。

第3章 森林基本図

（森林基本図の複製）

- 第7 森林基本図を複製しようとする者は、測量成果複製承認申請書（第8号様式）を治山課長に提出するものとする。
- 2 治山課長は、測量成果複製承認書（第9号様式）により承認し、森林基本図を交付するものとする。
なお、複製の承認条件は下記のとおりとする。
 - （1）作成する成果品に、公共測量の測量成果を作成した測量計画機関の長の承認を得て、当該測量成果を複製して作成した旨を明示すること。
 - （2）成果品を作成したときは、すみやかに成果品を一部提出すること。
 - （3）承認を受けた事項を変更しようとする場合は、あらかじめ届け出て指示を受けること。
- 3 治山課長は、森林基本図を利用しようとする者が森林基本図をそのまま複製して営利の目的で販売するものであると認められる場合は、承認を行わないものとする。
また、後日明らかになった場合は、その利用を制限することができる。

（森林基本図の使用）

- 第8 森林基本図を使用して測量等を実施しようとする者は、測量成果使用承認申請書（第10号様式）を治山課長に提出するものとする。
- 2 治山課長は、測量成果使用承認書（第11号様式）により承認し、森林基本図を交付するものとする。
なお、使用の承認条件は下記のとおりとする。

- (1) 作成する成果品に、公共測量の測量成果を作成した測量計画機関の長の承認を得て、当該測量成果を使用して作成した旨を明示すること。
- (2) 成果品を作成したときは、すみやかに成果品を一部提出すること。
- (3) 承認を受けた事項を変更しようとする場合は、あらかじめ届け出て指示を受けること。

第4章 航空レーザ計測成果

(航空レーザ計測成果の閲覧及び交付)

第9 航空レーザ計測成果の閲覧又は交付（以下「閲覧等」という。）を申請する者は、航空レーザ計測成果閲覧等承認申請書（第12号様式）を管理者へ提出するものとする。

- 2 管理者は申請内容を検討し、不備等が無い場合は航空レーザ計測成果閲覧等承認書（第13号様式）を申請者へ送付するとともに、速やかに閲覧等を行うこととする。
- 3 航空レーザ計測成果のうち、森林資源集計表の閲覧等の手続きについては上記によるほか、第5の第1項、第2項、第5項及び第6項を準用し、「森林調査成果」及び「森林簿」を「森林資源集計表」に読み替える。
- 4 申請者が印刷物による交付を希望する場合、印刷物のサイズはA3版以下とする。

(航空レーザ計測成果の複製)

第10 第7の「森林基本図」を「航空レーザ計測成果」、「治山課長」を「管理者」に読み替える。

(航空レーザ計測成果の使用)

第11 第8の「森林基本図」を「航空レーザ計測成果」、「治山課長」を「管理者」に読み替える。

第5章 雑則

(留意事項)

第12 管理者は、森林計画関係資料の管理・使用にあたって作業委託等を行う場合は、情報セキュリティに関する仕様を定めた上で信頼できる業者と契約を結ぶものとする。

- 2 航空レーザ計測成果の電子データの交付を希望する場合は、申請者が未使用のHDD等を用意するものとする。
- 3 郵送による交付を希望する場合は、申請者が切手（個人情報を含む場合は簡易書留分を含む）を貼付し宛先を記載した返信用封筒を用意するものとする。ただし、第5の1の(1)に該当する場合はこれを要しない。

(その他)

第 13 この要領に定めのない事項については、必要に応じて、森林調査成果及び森林基本図については治山課、航空レーザ計測成果については林政課が定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「新潟県空中写真測量成果取扱要領（令和 2 年 3 月 23 日治第 911 号一部改正）」及び「新潟県森林計画調査成果取扱要領（令和 2 年 3 月 23 日治第 911 号一部改正）」、「新潟県空中写真測量成果取扱要領の運用（平成 30 年 3 月 22 日治第 920 号一部改正）」、「新潟県森林計画調査成果取扱要領の運用（令和 2 年 3 月 23 日治第 911 号一部改正）」は廃止する。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 6 年 6 月 10 日から施行する。

別表 1

資料			配備機関		複製・使用	閲覧・交付	備考
森林基本図		電子データ	県	治山課	○	—	PDF DXF GeoTiff
森林調査成果	森林簿	帳票(紙) 電子データ	県	治山課	—	○	PDF Excel (csv)
				林政課	—	×	
				地域機関 ※1	—	○	
				森林研究所	—	×	
			市町村		—	○	
	森林計画図	図面(紙) 電子データ	県	治山課	—	○	PDF Shape(林班 単位)
				林政課	—	×	
				地域機関 ※1	—	○	
				森林研究所	—	×	
			市町村		—	○	
	資源構成表1 資源構成表2 実態表 ※2	帳票(紙) 電子データ	県	治山課	—	—	PDF Excel
航空レーザ計測成果 ※3	航空写真 (オルソフォト)	図面 電子データ	県	林政課	○	○	PDF
			市町村		○	○	GeoTiff
	地形解析	図面 電子データ	県	林政課	—	○	PDF
			市町村		—	○	GeoTiff Shape
	森林資源解析	図面 電子データ	県	林政課	—	○	PDF
			市町村		—	○	GeoTiff Shape

※1 (村上・新潟・長岡・南魚沼・上越・糸魚川・佐渡) 地域振興局農林(水産)振興部
新潟地域振興局津川地区振興事務所

※2 資源構成表1: 施業方法・齢級別の民有林面積(材積及び成長量も含む)
資源構成表2: 樹種・齢級別の民有林面積(材積及び成長量も含む)
実態表: 樹種・所有形態別の民有林面積(材積も含む)

※3 具体的な資料名については、別表2「航空レーザ計測成果一覧」を参照すること。

別表2「航空レーザ計測成果一覧」

区分	資料No.	資料名	航空レーザ計測実施地区（民有林のみ）										
			村上市1 （山北地区）	新潟市 西蒲区	新潟市 秋葉区	村上市2 （山北、朝日 地区）	南魚沼市1 （大和地区）	阿賀町 （田沢地区）	魚沼市 （大白川地 区）	上越市 （不動地区ほ か）	糸魚川市 （横地区）	村上市3 （朝日、村 上、神林地 区）	南魚沼市2 （六日町地区）
管理者			県、村上市	県、新潟市	県、新潟市	県、村上市	県、南魚沼市	県	県	県	県	県、村上市	県、南魚沼市
計測年度			R2	R2	R2	R3	R3	R3	R3	R3	R3	R4	R4
計測位置図			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
航空写真	1	オルソフォト（RGB）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	オルソフォト（近赤外）	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—
	3	微地形表現図（CS立体図）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	微地形表現図（赤色立体図）	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—
	5	SHC図※	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○	○
	6	傾斜区分図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7	危険箇所判読図	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○	○
	8	土壌候補位置図	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○	○
	9	治山堰堤、砂防堰堤位置図	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○	○
	10	既設路網位置図（1条線）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11	既設路網位置図（2条線）	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○	○
	12	路網密度図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	13	油井位置図	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
森林資源解析	14	林相区分図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	15	枯損木被害分布図	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○	○
	16	材積分布図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	17	単木位置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	18	立木密度分布図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	19	平均樹高区分図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	20	樹冠高分布図	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—
	29	樹冠長率区分図	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—
	21	胸高直径分布図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	22	相対幹距比図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	23	収量比数分布図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	28	形状比区分図	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—
	24	集材距離範囲図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	25	特微量画像分類図	○	○	○	○	○	○ （林相識別図）	○ （林相識別図）	○ （林相識別図）	○ （林相識別図）	○	○
	26	ブナ林分布図	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
	27	森林資源集計表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	28	森林簿不突合割合図	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○
	29	森林簿重点確認箇所図	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○

※SHC図とは地形の起伏率により危険箇所を可視化したものである。

位置図① 村上市 1 (山北地区)

S = 1:80,000

X=284,017.3
Y= 91,352.5

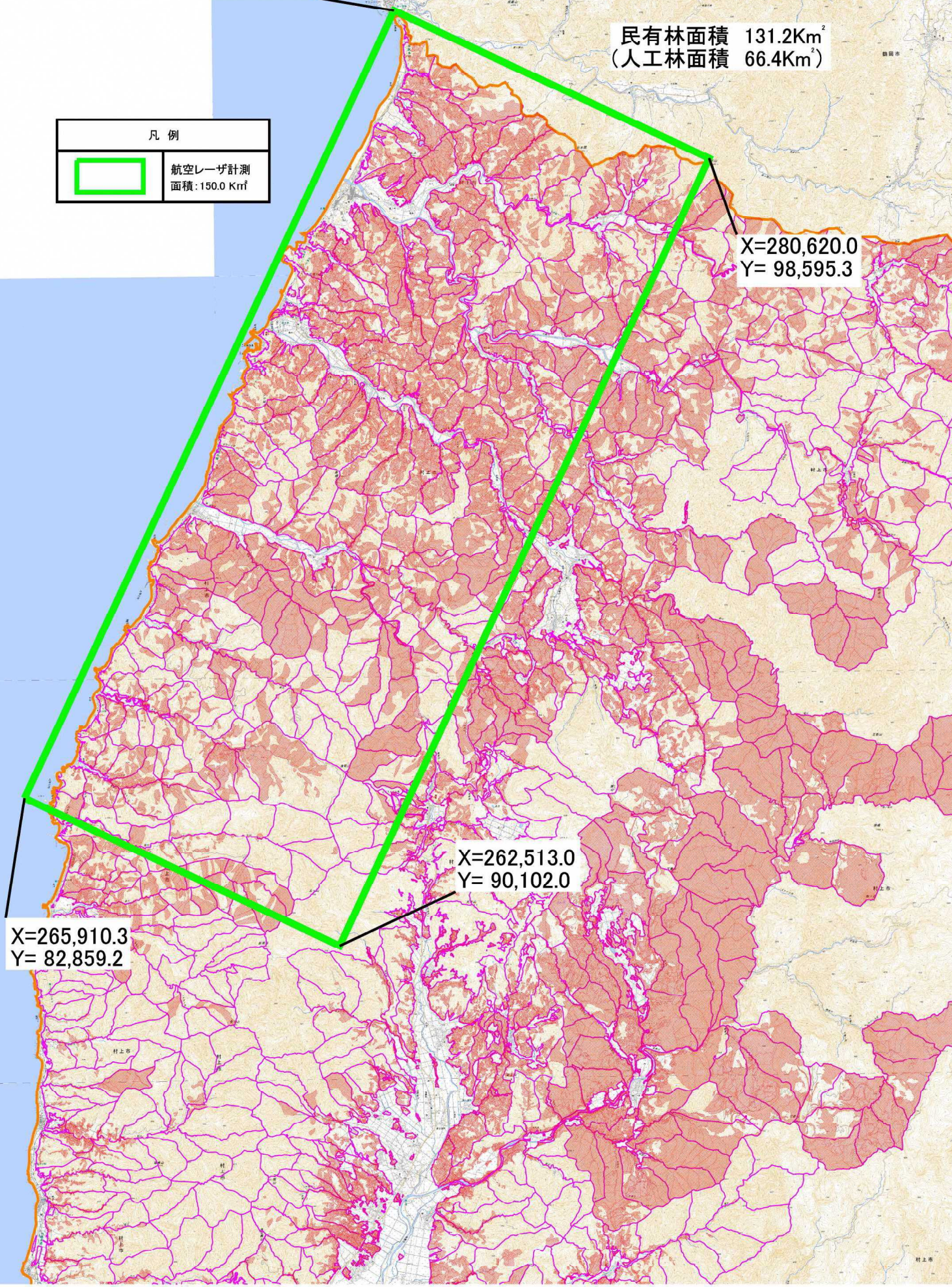
民有林面積 131.2Km²
(人工林面積 66.4Km²)

凡 例	
	航空レーザ計測 面積:150.0 Km ²

X=280,620.0
Y= 98,595.3

X=262,513.0
Y= 90,102.0

X=265,910.3
Y= 82,859.2



位置図② 新潟市西蒲区

S = 1:40,000

X=200,283.6
Y= 29,166.7

凡 例	
	航空レーザ計測 面積: 45.9 Km ² 延長: 232.8 Km

民有林面積 31.0Km²
(人工林面積 11.7Km²)

X=189,351.1
Y= 25,153.5

X=187,984.6
Y= 28,725.0

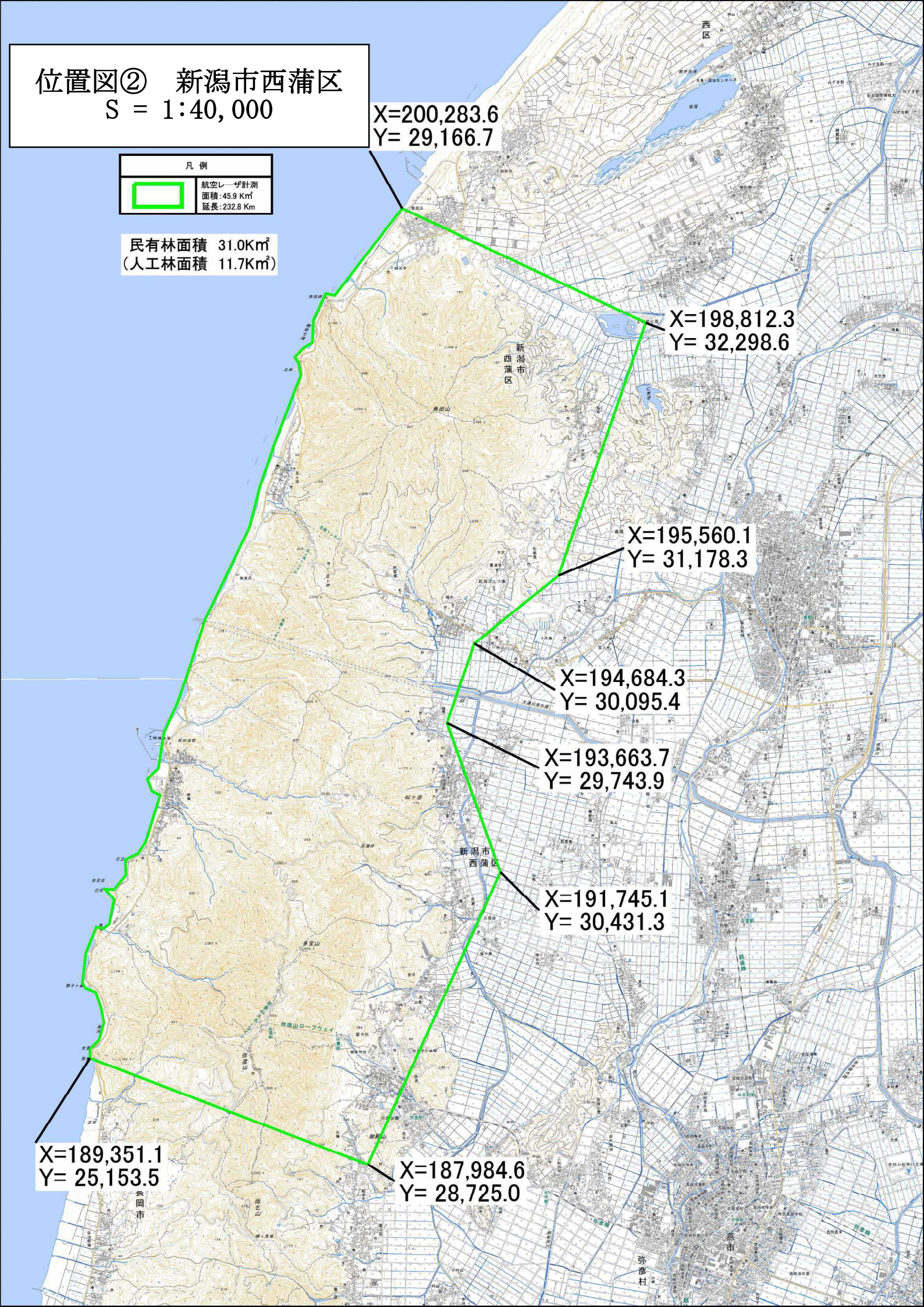
X=194,684.3
Y= 30,095.4

X=193,663.7
Y= 29,743.9

X=191,745.1
Y= 30,431.3

X=195,560.1
Y= 31,178.3

X=198,812.3
Y= 32,298.6



位置図③ 新潟市秋葉区
S = 1:40,000

凡 例



航空レーザ計測
面積: 27.0 Km²
延長: 148.9 Km

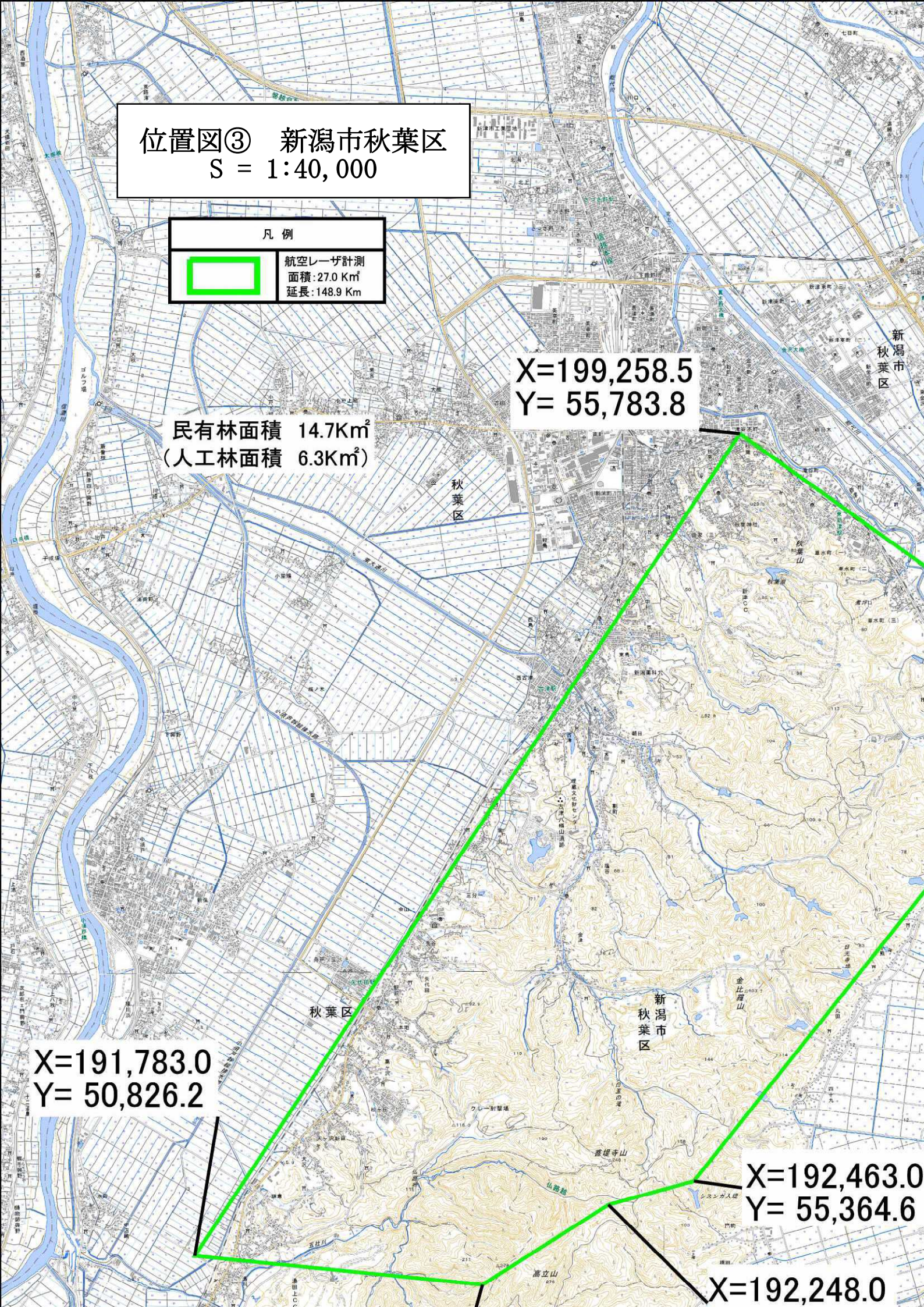
民有林面積 14.7Km²
(人工林面積 6.3Km²)

X=199,258.5
Y= 55,783.8

X=191,783.0
Y= 50,826.2

X=192,463.0
Y= 55,364.6

X=192,248.0



位置図④ 村上市 2 (山北、朝日地区)
S = 1:80,000

凡 例



航空レーザ計測
計測面積: 167.2 Km²

X=280,803.0
Y=98,681.1

X=279,547.8
Y=99,507.6

X=278,882.7
Y=103,159.1

X=279,024.5
Y=104,117.2

X=277,184.9
Y=108,039.2

X=272,780.5
Y=105,130.9

X=272,456.6
Y=105,821.4

X=271,243.7
Y=103,736.8

X=270,984.8
Y=104,288.6

X=268,617.5
Y=103,750.4

X=267,476.5
Y=106,233.9

X=267,176.8
Y=103,074.6

X=264,750.5
Y=104,955.3

X=265,917.9
Y=91,699.2

X=265,483.9
Y=103,391.8

X=267,655.6
Y=102,053.8

X=263,197.0
Y=102,319.1

X=263,803.0
Y=100,669.0

X=262,087.9
Y=99,864.5

民有林面積 : 129.4Km²

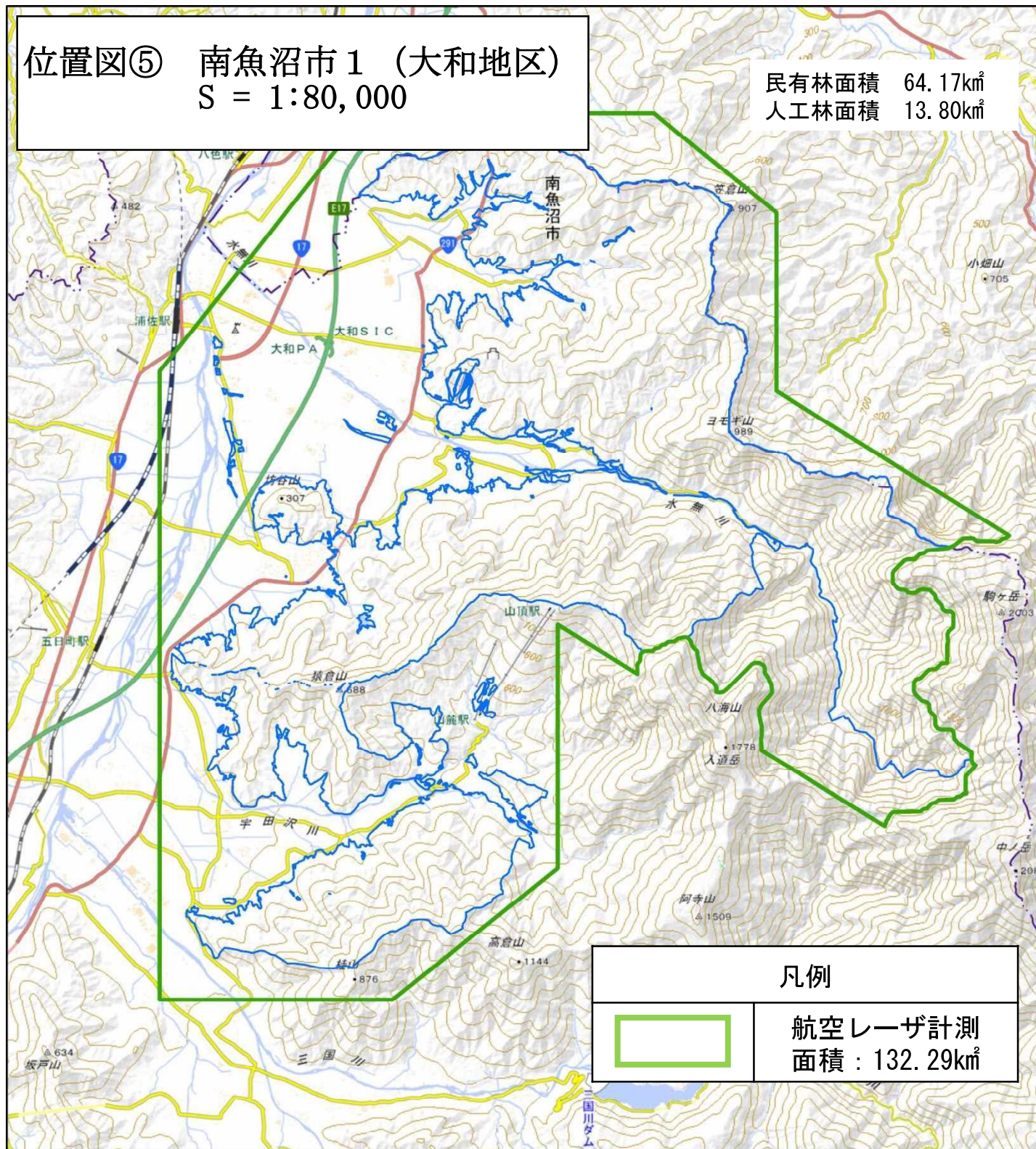
人工林面積 : 40.0Km²

位置図⑤ 南魚沼市 1 (大和地区)

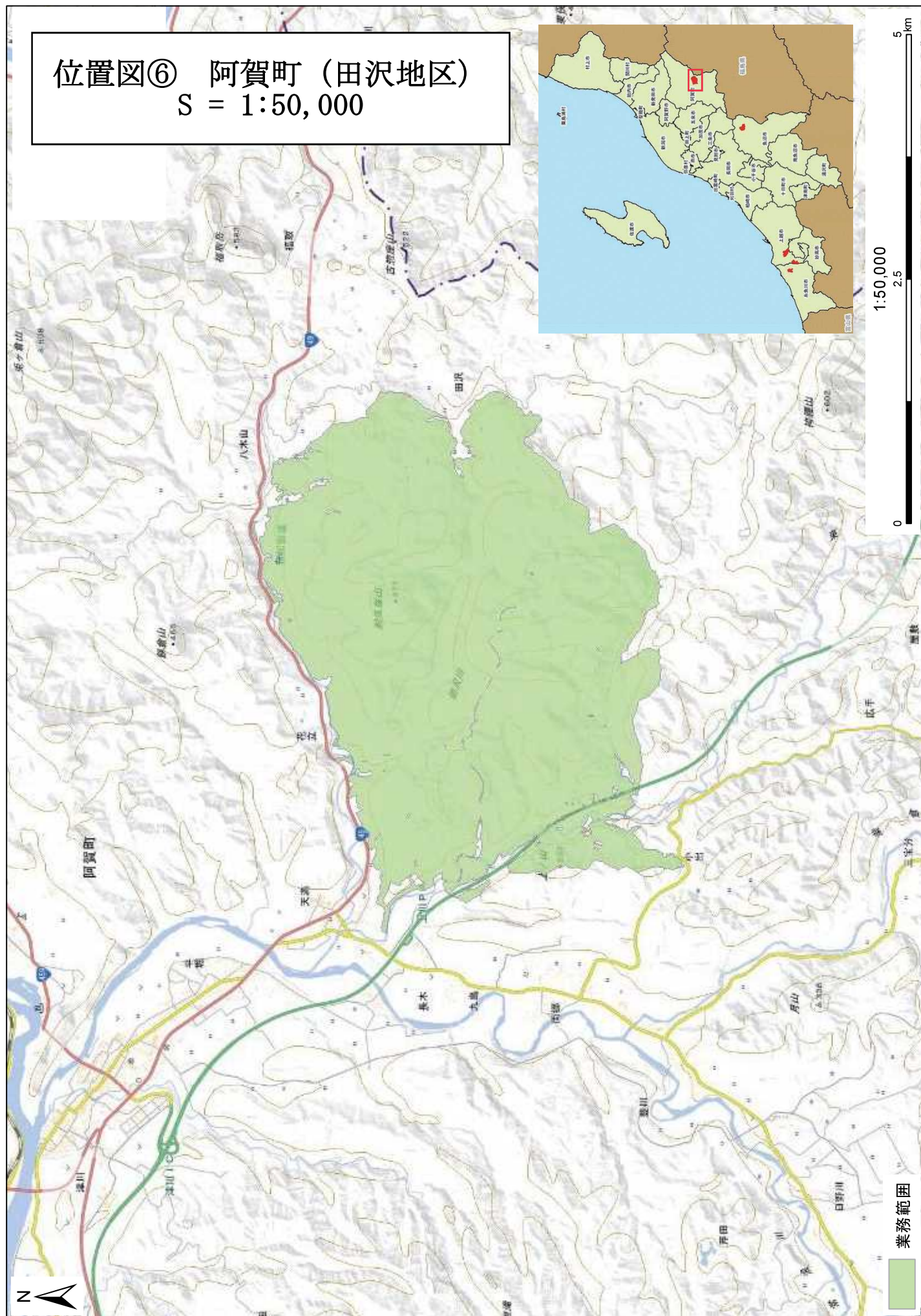
S = 1:80,000

民有林面積 64.17km²

人工林面積 13.80km²

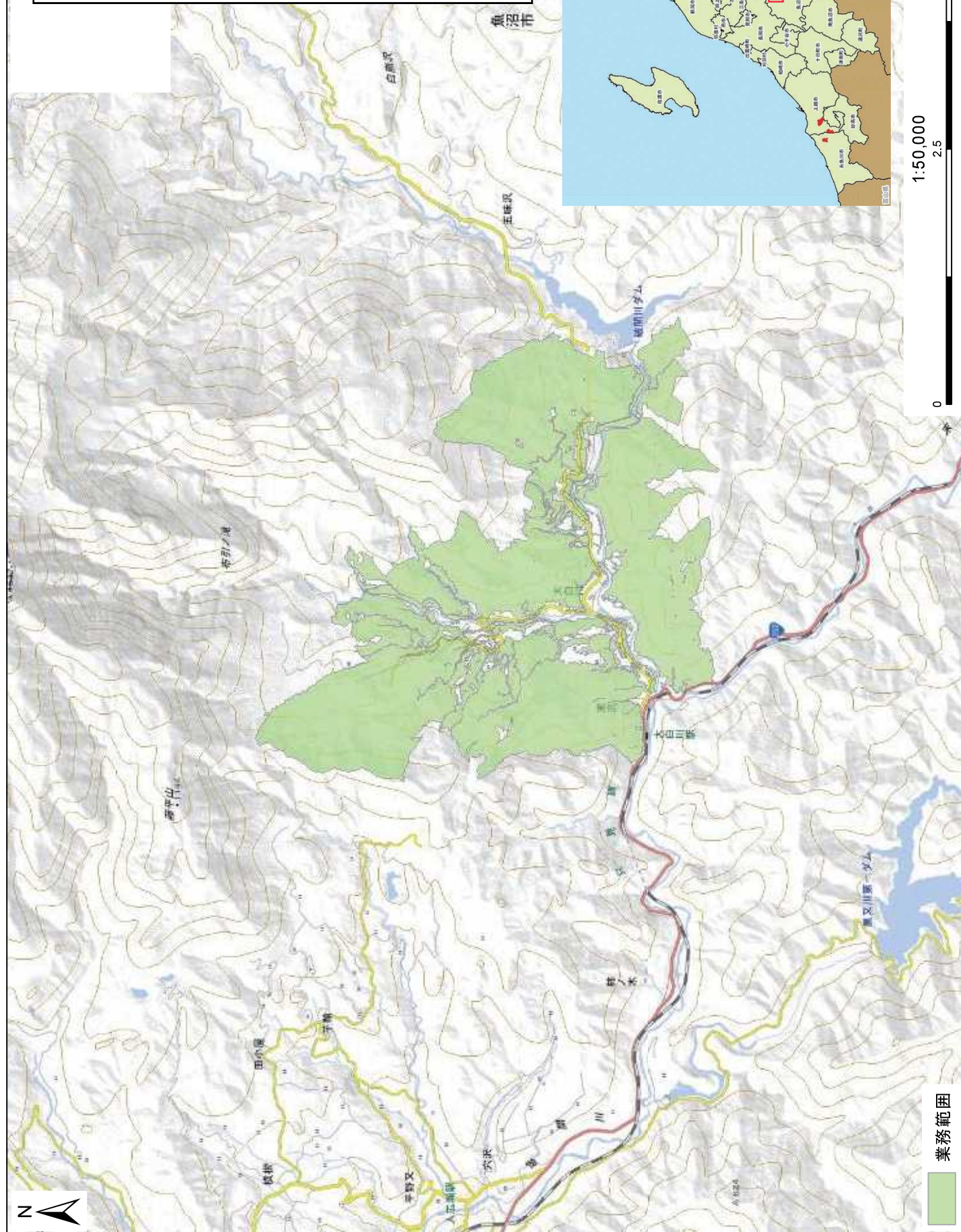


位置図⑥ 阿賀町（田沢地区）
S = 1:50,000

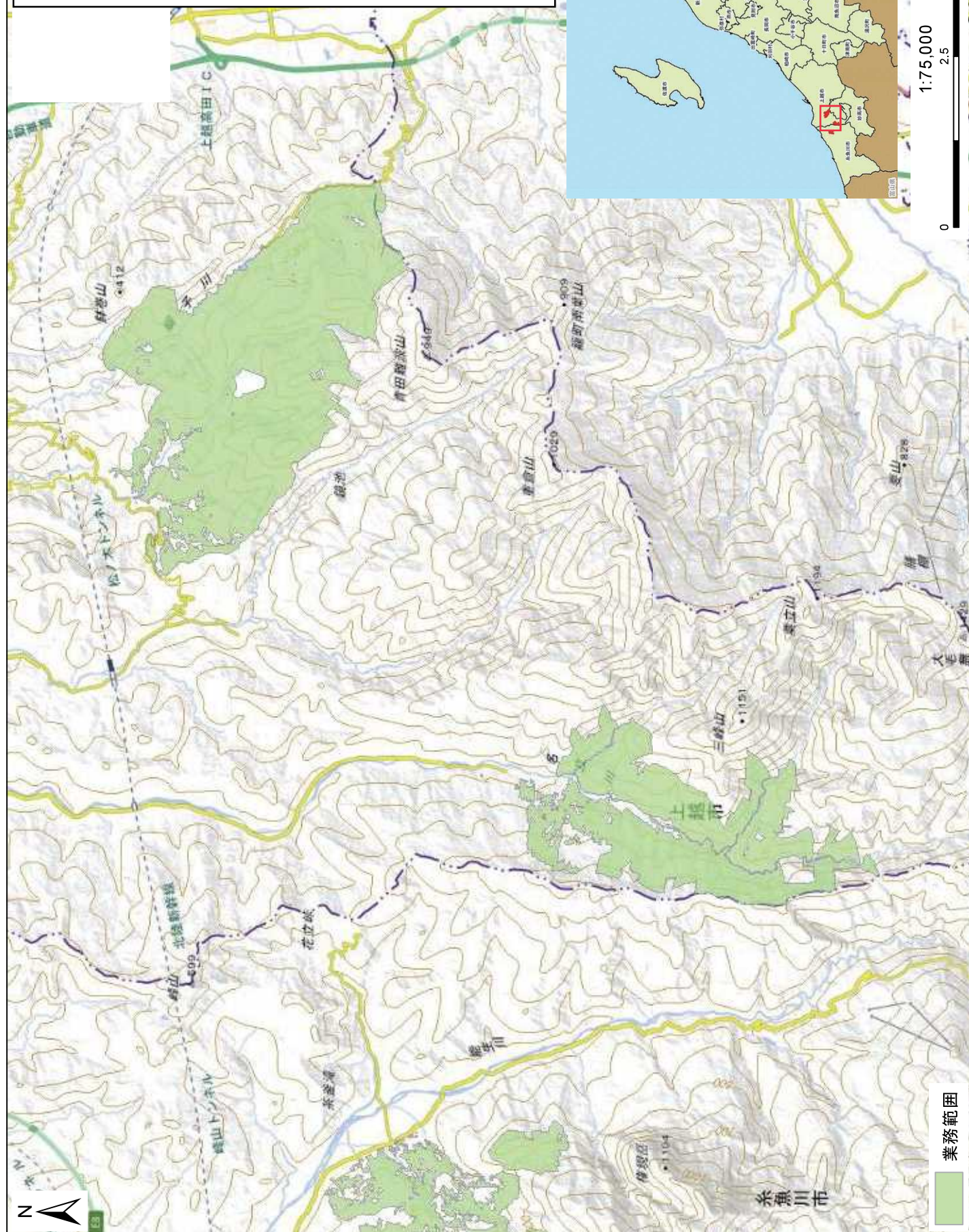


位置図⑦ 魚沼市（大白川地区）
S = 1:50,000

$S = 1:50,000$



位置図⑧ 上越市（不動地区ほか）
S = 1:50,000



業務範囲

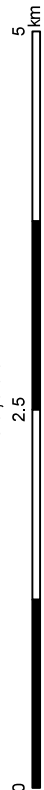


位置図⑨ 糸魚川市（槇地区）

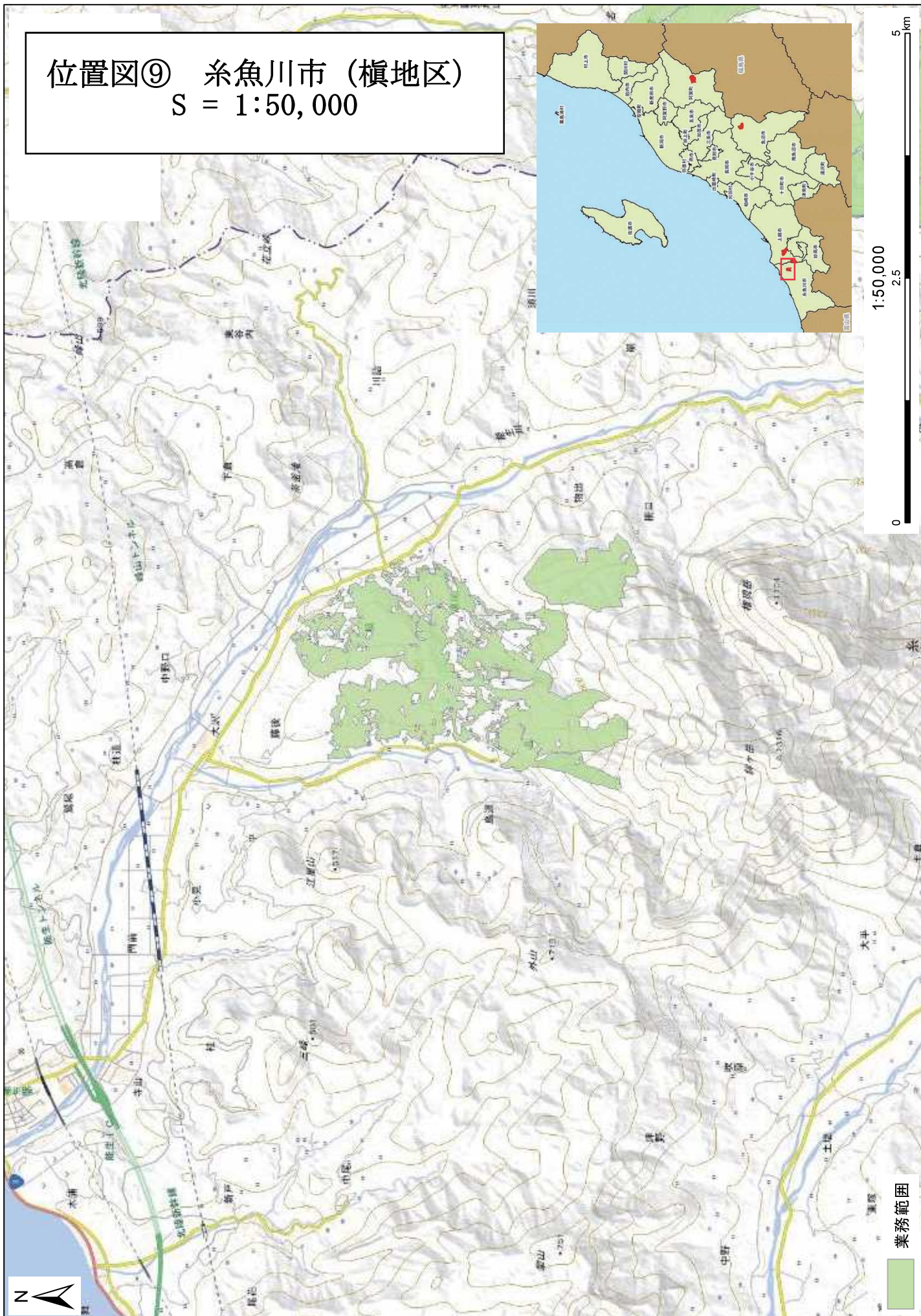
S = 1:50,000



1:50,000



業務範囲



位置図⑩ 村上市 3 (朝日、村上、神林地区)
S = 1:80,000



村上市

民有林面積 : 121.4 k m²
人工林面積 : 47.8 k m²

1:80,000

0 1600 3200 4800 6400 8000m

凡例

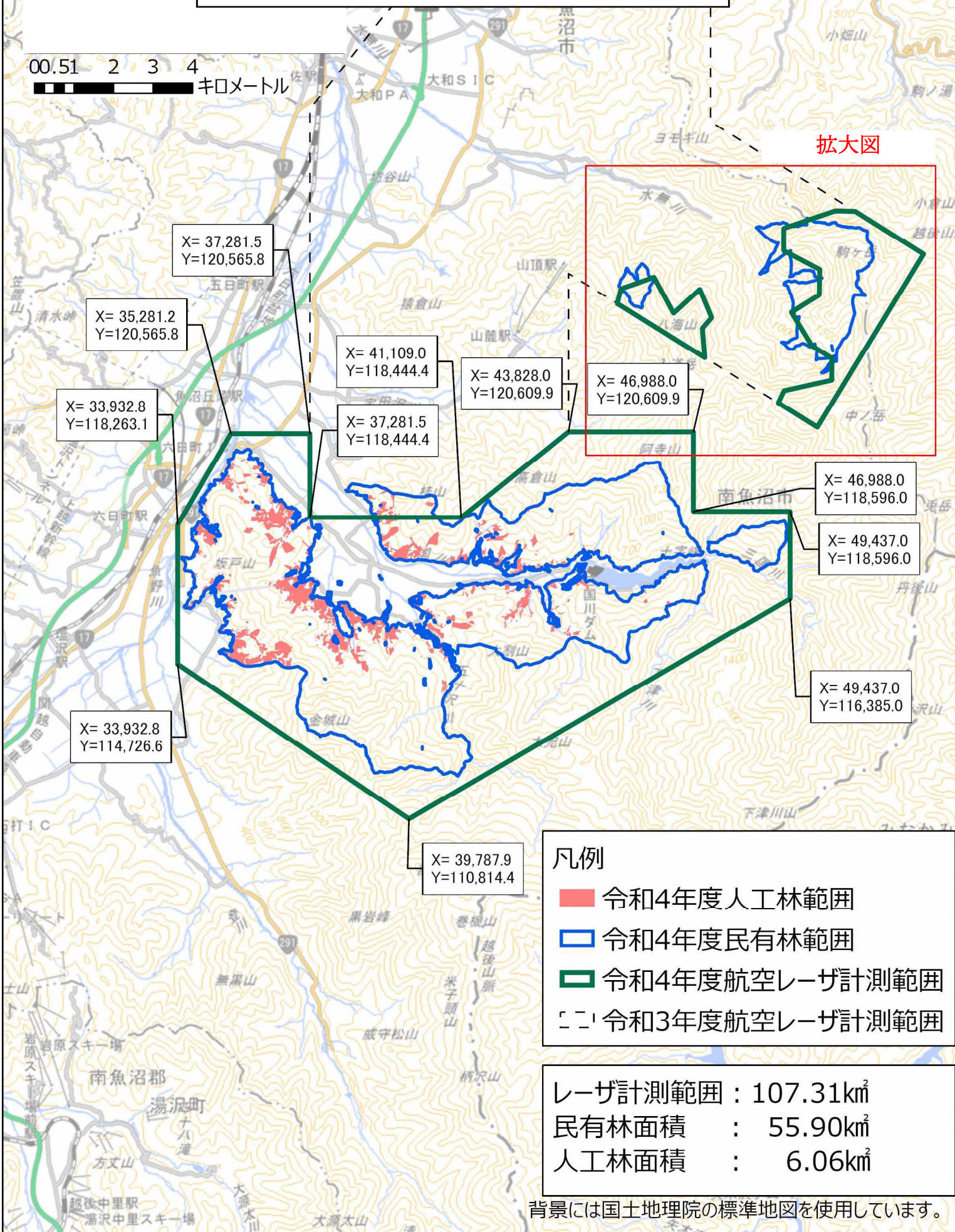


航空レーザ計測

位置図⑪ 南魚沼市 2 (六日町地区) S = 1:120,000

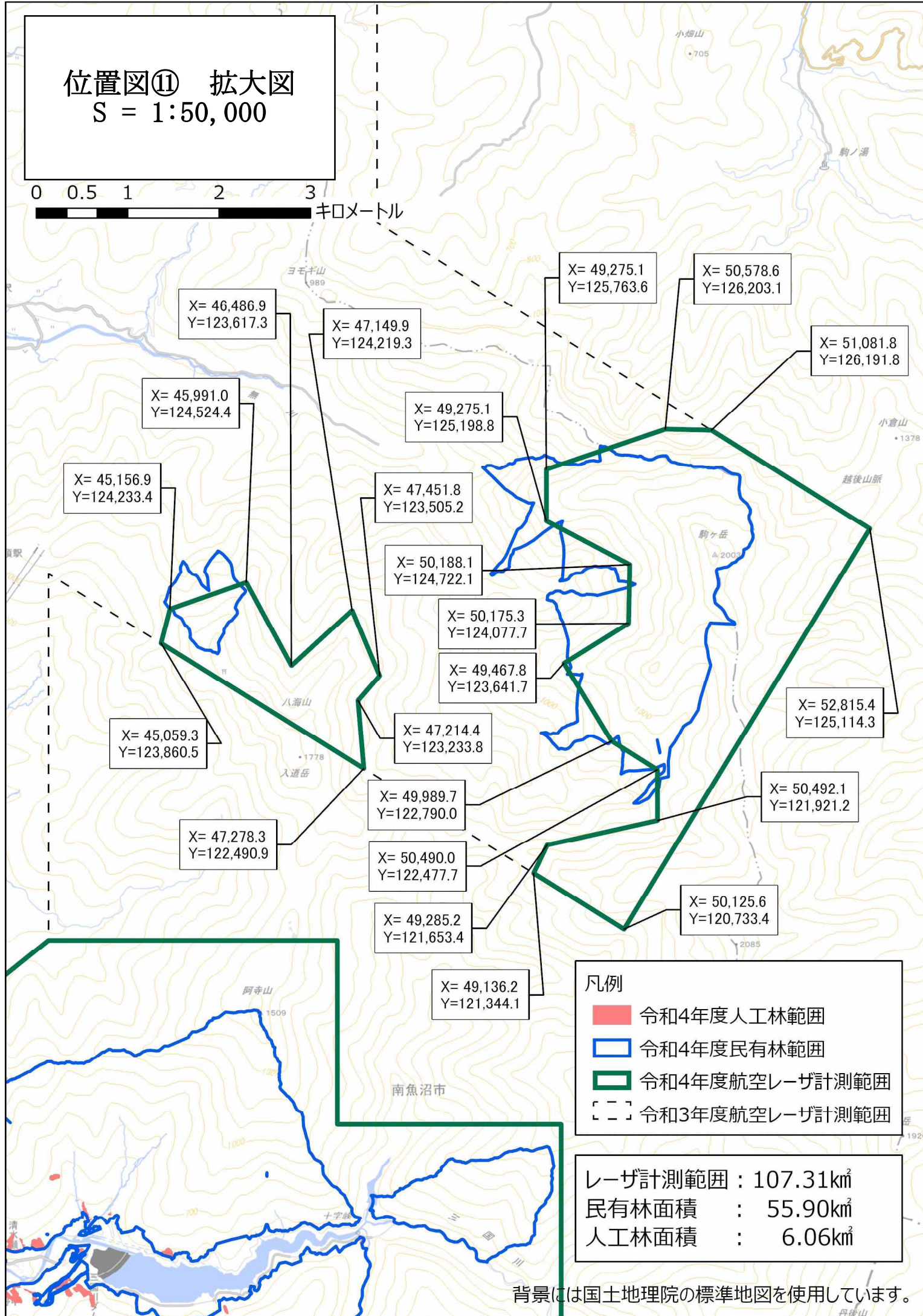
00.51 2 3 4
キロメートル

拡大図



位置図⑪ 拡大図 S = 1:50,000

0 0.5 1 2 3 キロメートル



(管 理 者) 様

(郵便番号)

申請者 住 所

氏 名

代理人である法人が郵送等による請求を行う
場合、主たる事務所の所在地、名称、代表者
の氏名及び法人の代表者印

連絡先（電話番号）

目 的	☐ 森林管理（現況確認等）のため ☐ 森林整備を行うため ☐ 森林経営計画の作成、管理のため ☐ 特定間伐等促進計画実行のため ☐ その他（具体的に ）
申請する調査成果の種類	
申 請 区 域	[市町村、大字等] [条件（林小班等）]
交付の場合枚数・形式	☐ 用紙に印刷したもの（ ） ☐ 電子データ（ ）
申請者と森林所有者の関係（※）	☐ 本人 ☐ 本人以外の者（ 相続人 ・ 同意書あり ）
修正の可否	森林調査成果と当該森林の所有を証明する書類の内容（所有者氏名等）に相違がある場合、当該森林の所有を証明する書類により、森林調査成果を修正しても差支えありません。 ☐ はい ☐ いいえ
備 考	

(※) 申請者が第5の1の(4)に該当する場合のみ記載

第 1 号 様 式

注意事項

1. 不当な目的によると思われる申請については、閲覧（交付）はできない。
2. 申請の目的以外に使用しないこと。
3. 森林調査成果は、森林計画制度の運営のために必要な森林資源の基礎資料として、空中写真等による間接調査方法により作成したものであり、林況及び所有界は実測及び確認を行っていない。したがって、所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではない。
4. 閲覧（交付）申請ができる範囲は、森林計画制度の運営に必要な範囲とする。
5. 森林調査成果のうち個人情報を含むものの閲覧（交付）を申請する場合は、申請者が、森林調査成果が配備された機関へ直接又は郵送により申請書を提出すること。ただし、個人情報を含まない申請の場合はファクシミリにより提出できる。
6. 5の申請をする場合（ただし書きを除く）、申請者の本人確認書類及び当該森林の所有を証明する書類を提示（提出）すること。

また、森林所有者の同意を得た者が申請する場合は、第2号様式による同意書及び同意書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の原本又は同意者の運転免許証、個人番号カード等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを提出すること。
7. 森林調査成果と当該森林の所有を証明する書類に相違がある場合、森林調査成果上の所有者に関する項目を非表示とした上で、閲覧等を承認する。
8. 申請者は、知り得た個人情報を第三者に提供しないこと。
9. 申請者は、個人情報の漏えい及び個人情報の管理に不適切な事態が生じないように留意すること。

また、個人情報の漏えいが生じる恐れのあることを知った場合は、速やかに管理者に報告し、管理者の指示に従わなければならない。

森林調査成果閲覧（交付）同意書

（ 管 理 者 ） 様

閲覧（交付） 申請者氏名	
閲覧（交付） 申請者住所	(郵便番号 —) (電話番号)

私は、森林調査成果に記載されている森林について、下記の注意事項を承諾し、上記の者が閲覧（交付）申請を行うことに同意します。

森 林 の 所 在	
森林所有者氏名	印
森林所有者住所	(郵便番号 —) (電話番号)
備 考	

注意事項

- 以下のいずれかの措置をとってください。
 - 同意書の印については実印とし、印鑑登録証明書の原本を添付する。
 - 同意者の運転免許証、個人番号カード等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付する。
- 閲覧（交付）申請の同意ができる範囲は、当該森林所有者の所有森林に限る。
- 森林調査成果は、森林計画制度の運営のために必要な森林資源の基礎資料として、空中写真等による間接調査方法により作成したものであり、林況及び所有界は実測及び確認を行っていない。したがって、所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではない。

年 月 日

森林施業の実施に関する確認書

(管 理 者) 様

(郵便番号 ー)

申請者 住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
連絡先（電話番号 ー） 〕

新潟県森林計画関係資料取扱要領第5の規定により、 年 月 日付けで交付を申請する森林
簿等について、下記のとおり森林施業の実施に取り組む林業事業体であることを証しますので確認して
ください。

- ☐ 森林経営計画の認定を受けようとする林業事業体
 - ☐ 現に森林経営計画の認定を受けている林業事業体
 - ☐ 特定間伐等促進計画により市町村が実施主体であると認めた者
- ※該当する□にチェックをしてください。

本様式に次の書類を添付したうえで管理者へ確認を得ること。

ア 会社の定款若しくは総会資料に係る書類の写し

イ 森林経営計画の認定を受けた認定書の写し

(現に森林経営計画の認定を受けている林業事業体の場合)

ウ 特定間伐等促進計画に取り組む区域を示す図面

(特定間伐等促進計画により、市町村が実施主体であると認めた者の場合)

※ 林業事業体とは、林家などからの受託又は請負等によって育林や木材生産等を行う森林組合、造林
業者、素材生産者等をいう。

年 月 日

森林簿等の取扱いに関する誓約書

(管 理 者) 様

(郵便番号 ー)

申請者 住 所

氏 名

[法人その他の団体にあつては主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
連絡先（電話番号 ー ）]

新潟県森林計画関係資料取扱要領第5の規定により、 年 月 日付けで交付を申請する森林簿等については、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 森林簿に掲載されている森林所有者に対して、社会通念上のプライバシーを守ります。
2. 森林簿等の利用については、申請目的以外には使用せず、外部への公開、提供を行いません。
3. 森林簿情報等の管理に当たっては、管理責任者を配置し、管理方法及び取り扱う者の範囲を明確にします。
また、森林簿情報等の管理を厳正に行い、森林簿情報を取り扱う者全てに対して、個人情報の保護に必要な事項を周知させます。
4. 組織等に変更が生じた場合においては、遅滞なく変更内容を管理者に報告し、必要であれば再度誓約書を提出します。
5. 申請により取得した個人情報について、苦情、情報漏洩等の問題が発生した場合には、全て自己の責任において対処します。

管理責任者 職 氏名：

電話番号：

[添付書類 個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報を適正に管理することを文書で
定めた管理規定等]

年 月 日

森林簿等活用実績報告書

(管 理 者) 様

(郵便番号 ー)

申請者 住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕
連絡先 (電話番号)

年 月 日付けで交付を受けた森林簿等について下記のとおり活用しました。

記

☐ 森林経営計画の作成、管理

☐ 特定間伐等促進計画の実行

(活用できなかった場合、その理由)

※ 活用状況を証明する書類を添付すること。

(森林経営計画の認定書の写し、間伐等の写真)

※ 活用できなかった場合は理由を記載し、活用期間終了まで1年を経過するごとに管理者へ報告すること。

(文 書 番 号)
年 月 日

森林調査成果閲覧（交付）承認書

(申 請 者) 様

(管 理 者)

新潟県森林計画関係資料取扱要領第5の規定により、下記のとおり森林調査成果の閲覧（交付）を承認します。

目 的	
承認する調査 成果の種類	
承認区域	[市町村、大字等] [条件（林小班等）]
交付の場合 枚数・形式	☐ 用紙に印刷したもの（ ） ☐ 電子データ（ ）
備 考	

承認条件

1. 上記の目的以外に使用しないこと。
2. 森林調査成果は、森林計画制度の運営のために必要な森林資源の基礎資料として、空中写真等による間接調査方法により作成したものであり、林況及び所有界は実測及び確認を行っていない。したがって、所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではないことを承知すること。
3. 知り得た個人情報を第三者に提供しないこと。
4. 個人情報の漏えい及び個人情報の管理に不適切な事態が生じないよう留意すること。
5. 新潟県森林計画関係資料取扱要領を厳守すること。

年 月 日

森林調査成果修正申請書

(管 理 者) 様

(郵便番号 ー)

申請者 住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕
連絡先 (電話番号)

新潟県森林計画関係資料取扱要領第6の規定により、下記の注意事項を承諾し、森林調査成果の修正を申請します。

修 正 事 項	
修 正 内 容	
修 正 区 域	[市町村、大字等] [林小班等]
備 考	

注意事項

1. 治山課長が必要と認めないときは修正されない場合がある。
2. 森林所有者以外の者が個人情報に関する修正を申請するときは、森林所有者の同意を得たことを証明する書類等を提示又は提出すること。
3. 修正する項目について確認できる書類を添付すること。
4. 森林調査成果は、森林計画制度の運営のために必要な森林資源の基礎資料として、空中写真等による間接調査方法により作成したものであり、林況及び所有界は実測及び確認を行っていない。したがって、所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではないことを承知すること。

年 月 日

測量成果複製承認申請書

(管 理 者) 様

(郵便番号 ー)

申請者 住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

新潟県森林計画関係資料取扱要領等を承知し、測量法第 43 条の規定により、次のとおり申請します。

複 製 目 的			
複製する測量成果の 種 類 及 び 内 容			
複製の範囲又は区域			
複 製 の 作 業 方 法			
複 製 期 間			
複製品の利用方法			
配 布 の 範 囲		有償・無償の別	
複 製 品 の 部 数			
複製 計画 機関	名 称 及 び 代 表 者 名		
	所 在 地		
複製 作業 機関	名 称 及 び 代 表 者 名		
	所 在 地		
備 考			

(文 書 番 号)
年 月 日

測量成果複製承認書

(申 請 者) 様

(管 理 者)

年 月 日付けで申請のあった公共測量成果の複製について、測量法第 43 条の規定により、下記のとおり承認します。

記

1. 承認事項

複 製 目 的				
複製する測量成果の 種 類 及 び 内 容				
複製の範囲又は区域				
複 製 の 作 業 方 法				
複 製 期 間				
複製品の利用方法				
配 布 の 範 囲			有償・無償の別	
複 製 品 の 部 数				
複製 作業	名 称 及 び 代 表 者 名			
機関	所 在 地			

2. 承認条件

- (1) 作成する成果品に、公共測量の測量成果を作成した測量計画機関の長の承認を得て、当該測量成果を複製して作成した旨明示してください。
- (2) 成果品を作成したときは、すみやかに成果品を一部提出してください。
- (3) 承認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ届け出て指示を受けてください。

3. その他

承認事項及び承認条件は厳守してください。

年 月 日

測量成果使用承認申請書

(管 理 者) 様

(郵便番号 ー)

申請者 住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

新潟県森林計画関係資料取扱要領等を承知し、測量法第 44 条の規定により、次のとおり申請します。

使 用 目 的		
測 量 区 域		
使用する測量成果の 種 類 及 び 内 容		
測 量 精 度		
使 用 方 法		
使 用 期 間		
完成図の縮尺及び名称		
測量 計画 機関	名 称 及 び 代 表 者 名	
	所 在 地	
測量 作業 機関	名 称 及 び 代 表 者 名	
	所 在 地	
成 果 入 手 年 月 日		
公共測量実施計画書 提 出 年 月 日		
備 考		

(文 書 番 号)
年 月 日

測量成果使用承認書

(申 請 者) 様

(管 理 者)

年 月 日付けで申請のあった公共測量成果の複製について、測量法第 44 条の規定により、下記のとおり承認します。

記

1. 承認事項

使 用 目 的		
測 量 地 域		
使用する測量成果の 種 類 及 び 内 容		
測 量 精 度		
使 用 方 法		
使 用 期 間		
完成図の縮尺及び名称		
測量 作業 機関	名 称 及 び 代 表 者 名	
	所 在 地	

2. 承認条件

- (1) 作成する成果品に、公共測量の測量成果を作成した測量計画機関の長の承認を得て、当該測量成果を使用して作成した旨明示してください。
- (2) 成果品を作成したときは、すみやかに成果品を一部提出してください。
- (3) 承認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ届け出て指示を受けてください。

3. その他

承認事項及び承認条件は厳守してください。

(管 理 者) 様

(郵便番号 —)
 申請者 住 所 (法人その他の団体にあつては主
 氏 名 たる事務所の所在地、名称及び
 代表者の氏名)
 連絡先 (電話番号)

記

申請の種類	閲覧 ・ 交付
利用目的	☐ 森林管理（現況確認）のため ☐ 森林整備を行うため ☐ 森林経営計画の作成、管理のため ☐ その他（具体的に ）
申請区域	〔市町村、大字等〕〔条件（林小班等）〕
資料の種類	※別表 2「航空レーザ計測成果一覧」を参照し、閲覧（交付）を希望する資料 No. を記載すること。
交付形態	印刷物 ・ 電子データ（ ）
申請者と森林所有者の関係 （※）	☐ 本人 ☐ 本人以外の者（ 相続人 ・ 同意書あり ）

(※) 航空レーザ計測成果のうち、森林資源集計表の閲覧（交付）を申請し、かつ、申請者が第5の1の（4）に該当する場合のみ記載

【留事事項】

- 1 不当な目的によると思われる申請については、閲覧（交付）はできない。
- 2 申請の目的以外に使用しないこと。また、交付された資料を複製又は第三者へ譲渡してはならない。
- 3 航空レーザ計測成果は、航空レーザ計測による間接調査方法により作成したものであり、林況及び所有界は実測及び確認を行っていない。したがって、所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではない。
- 4 森林資源集計表の閲覧（交付）を申請する場合は、申請者が管理者へ直接又は郵送により申請書を提出すること。
- 5 4の申請をする場合、申請者の本人確認書類及び当該森林の所有を証明する書類を提示（提出）すること。
また、森林所有者の同意を得た者が申請する場合は、第2号様式による同意書及び同意書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の原本又は同意者の運転免許証、個人番号カード等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを提出すること。
- 6 申請者は、知り得た個人情報を第三者に提供しないこと。
- 7 申請者は、個人情報の漏えい及び個人情報の管理に不適切な事態が生じないように留意すること。
また、個人情報の漏えいが生じる恐れのあることを知った場合は、速やかに管理者に報告し、管理者の指示に従わなければならない。
- 8 新潟県森林計画関係資料取扱要領を厳守すること。

(文 書 番 号)
年 月 日

航空レーザ計測成果閲覧（交付）承認書

(申 請 者) 様

(管 理 者)

新潟県森林計画関係資料取扱要領第9の規定により、下記のとおり航空レーザ計測成果の閲覧（交付）を承認します。

目 的	
承 認 す る 航空レーザ計測 成 果 の 種 類	
承 認 区 域	[市町村、大字等] [条件（林小班等）]
交 付 の 場 合 枚 数 ・ 形 式	☐ 用紙に印刷したもの（ ） ☐ 電子データ（ ）
備 考	

【承認条件】

- 1 上記の目的以外に使用しないこと。
- 2 交付された資料を複製又は第三者へ譲渡してはならない。
- 3 航空レーザ計測成果は、航空レーザ計測による間接調査方法により作成したものであり、林況及び所有界は実測及び確認を行っていない。したがって、所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではない。
- 4 知り得た個人情報を第三者に提供しないこと。
- 5 個人情報の漏えい及び個人情報の管理に不適切な事態が生じないよう留意すること。
- 6 新潟県森林計画関係資料取扱要領を厳守すること。